

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 24年2月10日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
石狩市市有林間伐促進プロジェクト ～ニシンが群来(くき)る豊かな海を未来に繋ぐ森づくり～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	石狩市(イシカリシ)	印 	
住所	〒061-3292 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2		
代表者氏名	田岡 克介	代表者役職	石狩市長
担当者氏名	澄川 典弘	担当者 所属部署・役職	企画経済部農林水産課林業・水産担当
担当者 E-mail	Norihito.Sumikawa@city.ishikari.hokkaido.jp	担当者電話番号	0133-72-3164
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	石狩市(イシカリシ)		
プロジェクト参加者名	該当なし		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	石狩市(イシカリシ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人日本品質保証機構		

プロジェクト情報															
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0173														
プロジェクト登録日	平成 23 年 11 月 24 日														
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】 本プロジェクトは石狩市市有林において実施される間伐によって、健全な森林育成を図るとともに、市有林での CO2 吸収の量を維持していくことが第一の目的である。 また、森林による CO2 吸収量をクレジット(J-VER)として売出し、得られた資金を森林の管理費用とすることで森林を維持、管理していくという目的もある。</p> <p>【内容】 石狩市は札幌市の北側に隣接し、石狩湾に臨む水に恵まれた環境にある。江戸時代初期には石狩川河口部流域が「場所」に指定されたことによりサケ・ニシンの交易が盛んであったことや交通の要所であったことから、西蝦夷地の中心地として重要な役割を果たしてきた。近年は、石狩湾新港をベースにした国際的な文化・経済の拠点として、めざましい発展を遂げている。</p> <p>本プロジェクトは石狩市市有林のうち、トドマツ・カラマツ・アカエゾマツが育成されている地域を対象として、間伐施行を適切に実施することにより、森林吸収を促進する。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1 プロジェクト実施地は森林法第 5 条が定める森林である。</p> <p>条件2 プロジェクト対象地では、土地の転用は計画されておらず、クレジット期間、それ以降についても森林施行計画書の方針に基づいて適切な森林管理を実施する。</p> <p>条件3 当該町有林は森林施業計画の認定を受けている。</p> <table border="0"> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>15-04(変 2-19)</td> </tr> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>16-01(変 3-19)</td> </tr> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>16-01(変 4-20)</td> </tr> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>16-02(変 4-19)</td> </tr> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>20-02</td> </tr> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>20-03</td> </tr> <tr> <td>施業計画の認定番号</td> <td>21-01(変 1-22)</td> </tr> </table> <p>【法令遵守状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本法:第 9 条森林所有者としての責務を果たしている。 ・森林法:第 5 条地域森林計画、第 11 条森林施業計画を策定している。 ・森林法第 25 条「保安林」:遵守している。 ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法):遵守している。 <p>【採用技術】</p>	施業計画の認定番号	15-04(変 2-19)	施業計画の認定番号	16-01(変 3-19)	施業計画の認定番号	16-01(変 4-20)	施業計画の認定番号	16-02(変 4-19)	施業計画の認定番号	20-02	施業計画の認定番号	20-03	施業計画の認定番号	21-01(変 1-22)
施業計画の認定番号	15-04(変 2-19)														
施業計画の認定番号	16-01(変 3-19)														
施業計画の認定番号	16-01(変 4-20)														
施業計画の認定番号	16-02(変 4-19)														
施業計画の認定番号	20-02														
施業計画の認定番号	20-03														
施業計画の認定番号	21-01(変 1-22)														

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

機器名	型番	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス	LS-25	牛方商会	5年	H22.11	面積測量機
トゥルーパルス 360	TruPulse360	LASER TECHNOLOGY	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
PDA	PA600	uniitech	5年	H23.02	
	I paq	Hp	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
GPS	SXBlue II	Hemisphere	5年	H23.02	
	SXBlue II	Hemisphere	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
クリノメーター	No1520	MERIDIAN	5年	H22.06	樹高測定器
トゥルーパルス 360	TruPulse360	LASER TECHNOLOGY	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
輪尺	ST 型		-	H22.11	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

面積 :GPS による実測

地位級・成長量:プロット調査により地位級を特定し、北海道の収穫予想表を使用して成長量を特定する。

※各種係数については「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の数値を採用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

当該方法論に記載されている算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

石狩市役所内で体制を組む。(一部業務委託有)

※モニタリング計画書参照のこと

【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練の実施状況と記録

石狩市役所内ではモニタリング開始前に、責任者、確認者、担当者で勉強会を行

		<p>い、制度理解を深めプロジェクトを実施した。また、モニタリング開始時に、業務委託先への制度理解を徹底し、事業を実施した。</p> <p>(2) 情報の保管 使用したデータ・書類は文書化し電子データとして保管する。また、データのバックアップも常時行う。制度利用約款に従い、平成 35 年 3 月 31 日までその保管を行う。</p> <p>(3) データの確認 責任者、確認者、担当者で行い、入力時、責任者による確認時、提出時の 3 回行った。</p> <p>(4) 内部監査 吸収量の算定、報告、確認についてガイドラインに適合し、適切に実施がなされているか、モニタリング報告書提出前に、農林水産課課長が確認を行い問題点は見受けられなかった。</p> <p>(5) 測定機器の維持・管理 委託先への制度説明によって、維持管理を徹底した。GPS 機器の使用前には必ず、「画面表示—担当者の身長—一級水準点値」を計測することで精度確認を行った。また、樹高機の使用前には必ず、水平器・メジャー等を使用し精度確認を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>該当なし</p>					
適用モニタリング方法 ガイドライン		<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用)ver.4.0</p>					
適用方法論		方法論番号	No.R. 001 ver.4.1				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月1日～ 2011年12月31日					
<方法論R001・R002・R003のみ>		89.53ha					
モニタリング対象面積		89.53ha					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	131	264	413	400		1,208
認証依頼削減・吸収量		1,208 t-CO2 ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>石狩市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			
該当無し			

以 上